



平成28年11月1日

各 位

会 社 名 三井住建道路株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 松井 隆 幸
(コード番号 1776 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役 執行役員
総務部長 阿 部 勉
(TEL 03-3357-9081)

独占禁止法違反事件に係る判決について

当社および当社関係者は、平成28年2月29日付で、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されておりましたが、本日、東京地方裁判所において、当社に対する罰金刑1億2千万円および当社関係者に対する懲役刑（執行猶予付き）の判決を受けました。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、このような事態になりましたことを厳粛に受け止め、役職員一同、今後とも法令遵守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

なお、平成28年3月期決算において、独占禁止法関連損失引当金を計上しており、本件による新たな損失は発生いたしません。

以 上